

日本雑穀アワード 2026 《デイリー食品部門》 応募規定

第 1 条 （応募対象）

店頭販売やテイクアウト等により提供され、購入後速やかに喫食されることを前提とした雑穀加工食品（以下「商品」という。）になります。おにぎり、パン、ベーカリー製品、弁当、惣菜、サラダ、スイーツ など、短期間で消費される日配食品が対象です。なお、雑穀を含めて使用する原材料については、国内産、外国産は問いません。

第 2 条 （応募方法）

所定の応募用紙に必要な事項を記入し、エントリーフォームにてご応募ください。審査料は 1 商品につき 35,000 円（税別）となります。なお、同じ雑穀を使用するシリーズ商品の 2 点目以降は、割引価格が適用されて 25,000 円（税別）になります。審査に必要なサンプル等については、受付後、応募書類を確認して個別にご連絡いたします。

第 3 条 （応募数の上限）

応募可能な商品数に上限はありません。

第 4 条 （審査方法）

審査は、当協会と秘密保持契約のうえ審査員として登録している、当協会認定の雑穀アドバイザー、および雑穀クリエイター（以下「審査員」という。）が行います。1 商品につき複数名の審査員が審査基準に従って採点し、その合計平均点をもって評価点数とします。

第 5 条 （表彰）

評価点数の基準により、金賞、銀賞、銅賞を決定し表彰いたします。

第 6 条 （審査結果の通知）

審査結果は E-mail にてご連絡いたします。詳細な評価結果報告書については、後日、書面にてご報告いたします。

第 7 条 （受賞商品の公表）

表彰された商品（以下「受賞商品」という。）は、金賞受賞商品に限り、当協会ホームページに掲載すると共に、関係団体や企業、メディア関係者等に広くリリースいたします。なお、銀賞、銅賞、及び表彰されなかった商品を含めて、金賞受賞以外の商品については、応募企業が受賞について発表している場合を除き、当協会からは応募の有無を含めて公表いたしません。

第 8 条 （受賞の有効期間）

受賞商品は受賞後 1 年間に限り、受賞したことの広告や紹介、及び、受賞ロゴマーク（以下「受賞マーク」という。）の使用が可能になります。

第9条（受賞実績告知の方法）

受賞商品名、受賞内容、受賞年度について、わかりやすく明記してください。また、メダルや王冠など、受賞マークと誤認するような独自のマークを使用しての広告はできません。

第10条（受賞マークの使用に関する費用）

受賞後1年間の有効期間中は、無料にてホームページ、チラシ、POP等への使用が可能です。ただし、受賞商品のパッケージ等に直接使用する場合は、下記の使用料が必要になります。

- ◇ 協会作成受賞マークシールの提供 3.0円（税別）/枚
- ◇ パッケージ等への個別印刷、独自作成シール使用時 1.5円（税別）/枚

第11条（殿堂入り認定）

3年連続で金賞を受賞した場合には殿堂入り認定商品となり、受賞商品に大幅な変更がない限り、有効期限はなくなります。

第12条（受賞後の商品変更）

受賞後に、商品の名称、原材料などに変更があった場合には、速やかに当協会までお届けください。内容を確認し、軽微な変更であればそのまま受賞商品として継続できますが、審査結果に影響を及ぼす大幅な変更の場合には、同一商品と認められない場合があります。

第13条（その他）

受賞後に、受賞商品または応募者において、健全な雑穀の普及等の信頼を損なう問題が発生した場合には、受賞を取り消すことがあります。また、受賞商品の広告取り扱い等について、当応募規定に準拠していないと判断された場合は、ホームページ、印刷物の修正など、改善をお願いすることがあります。なお、応募する際は、当応募規定について同意するものとします。その他、当応募規定に記載のない事項については、その都度判断いたします。